

令和 7 年度ゆりのき保育所募集要項

- 1 募集期間 令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日
- 2 利用要件 入所（又は継続利用）したいお子様及びそのお子様を恒常的に監護する保護者について次の要件を全て満たす必要があります。

①お子様を恒常的に監護する保護者

- ・本学の職員（本法人の役員及び本法人と雇用関係のある者）に該当する者が 1 名以上いること
※定員に空きがあるときは、本学の学生等も利用することが可能です。
- ・全ての保護者について、勤務又は疾病等の事由により、入所したいお子様の保育に欠けることが明らかであること

②入所（又は継続利用）したいお子様

- ・本学の職員が監護する生後 5 7 日から小学校就学の始期に達するまでの乳幼児であること
- ・原則として、公益社団法人日本小児科学会が推奨するスケジュールに沿って、接種可能である予防接種を全て受けていること（日本小児科学会が推奨する予防接種スケジュール（別紙 2）
※お子様が接種可能である予防接種を接種せず、保育所からの接種のご案内を受けて、なお合理的理由なく実施いただけない場合には、集団保育になじまないものと判断させていただき退所いただくこととなります。
- ・集団保育が可能であること

3 募集定員

年齢区分※ 1	月極め保育定員	一時保育定員
0 歳児	2 0 人	2 0 人(月極め保育の定員に空きがある場合)
1 歳児	2 0 人※ 2	
2 歳児	2 0 人※ 2	
3 歳児	2 0 人	
4 歳児	2 0 人	
5 歳児	2 0 人	

※ 1 年齢区分とは、入所を希望する年度の 4 月 1 日時点における満年齢をいいます。

※ 2 令和 7 年度においては、2 7 人を上限として、担当副学長が許可した人数とします。

4 応募期限 令和7年1月14日（火）17時

5 応募方法 「ゆりのき保育所入所申込フォーム」（以下、「申込フォーム」という。）を利用したオンラインによる申込（紙媒体による申込はできません。）
※詳細は別紙3「オンラインによる申込のご案内」をご確認ください。

6 必要書類

申込後、下表の対象者については必要に応じて以下の書類を提出ください。

対象者	必要書類	提出時期	提出方法
新規採用予定者又は 雇用契約更新予定者	雇用予定期間が記載された令和7年度の採用 予定証明書	①一斉募集（令和7年1月14 日締切）による申込の場合 → 令和7年2月7日まで ②随時申込の場合 →申込から1週間以内	電子メールにて以下 の問合せ先へ提出（申込 受付後、依頼メールを送 付します。）
新規入所者	予防接種の実施状況が 分かる書類（例：母子 健康手帳の写し等）（ な お、母子健康手帳の写 し等には、全ページに お子様の氏名を記名願 います。 ）	入所内定後、保育所にお ける親子面談時 ※継続利用者については、 予防接種実施後、随時保 育所に提出をお願いいた します。	紙媒体で以下の問 合せ先へ提出

7 選考方法 厳正なる審査の上、入所者を決定します。結果については2月末ごろにお知らせする予定です。
※募集定員を上回る応募があった場合は、抽選となる場合があります。

8 保育料金、保育内容、その他詳細について

別紙4「令和7年度ゆりのき保育所入所のしおり（以下、「入所のしおり」という。）」、別紙5「保育施設規則」、別紙6「保育施設運営細則」をご覧ください。

また、ゆりのき保育所ホームページに利用者の皆様へのお知らせや使用する様式等を掲載していますので、あわせてご確認ください。

<https://diversity.tsukuba.ac.jp/life-event/nursery>

9 運営形態

保育業務は、次の保育業者に委託しています。

ライクキッズ株式会社

東京都渋谷区道玄坂1-12-1 渋谷マークシティ17階

TEL: 03-6431-9966 FAX: 03-6431-9974

URL: <https://www.like-kd.co.jp/academy/>

10 留意事項

- (1) 応募期限後も随時入所申込を受け付けますが、入所準備の都合等により、利用開始がご希望日以降となる可能性がありますのであらかじめご了承ください。
- (2) 他の保育所に入所する等の理由により、ゆりのき保育所への入所を辞退する場合は、以下の問合せ先に、ゆりのき保育所ホームページに掲載している保育所入所辞退届(様式6)をメール等でご提出ください。
- (3) ゆりのき保育所では、毎年度入所募集を行っております。継続して利用を希望する場合も年度ごとに入所申込を行う必要がありますのでご注意ください。なお、月極め保育にて入所しているお子様が、次年度も継続して月極め保育の申込みをされる場合は、原則として継続してご利用いただけます。
- (4) 集団保育が難しいと判断された場合には、入所できない場合があります。お子様の発達等に不安がある場合は、事前にお子様を同伴しての見学をおすすめします。
- (5) 入所のお申込みをされても、定員超過等により必ずしも入所できない可能性がありますのであらかじめご了承ください。ゆりのき保育所への入所申込にあたり、つくば市の認可保育所等、他の保育所と併願されることは特段差支えありません。
- (6) ゆりのき保育所は、幼児教育・保育の無償化の対象施設に認定されており、対象者の保育料は所定の金額を上限に無償化されます。ゆりのき保育所における無償化の扱いについては、「入所のしおり 3. 料金等 (4) 幼児教育・保育の無償化」をご覧ください。
- (7) その他、入所手続き等に係る留意事項は、「入所のしおり 2. 入所に係る手続等 (3) 注意事項」をご確認ください。

(問合せ先)

総務部組織・職員課(労務)

Eメール: tsukuba.yurinoki@un.tsukuba.ac.jp

TEL: 029-853-2124、2125